

食品廃棄物の不適正な転売事案の 再発防止のための対応について (廃棄物・リサイクル関係)

1. 本事案の概要
2. 本事案に対する政府全体の取組
3. これまでの環境省としての本事案への対応と基本的な考え方
4. 環境省としての本事案への対応
5. 環境省としての再発防止策～食品廃棄物の排出から処理に至るフロー管理の強化～
 - (1) 本事案の課題(食品リサイクル法・廃棄物処理法関係)
 - (2) 電子マニフェストの機能強化
 - (3) 廃棄物処理業者に係る対策:透明性と信頼性の強化
 - ① 監視体制の強化
 - ② 適正処理の強化と人材育成
 - (4) 排出事業者に係る対策:食品廃棄物の転売防止対策の強化

平成28年3月14日

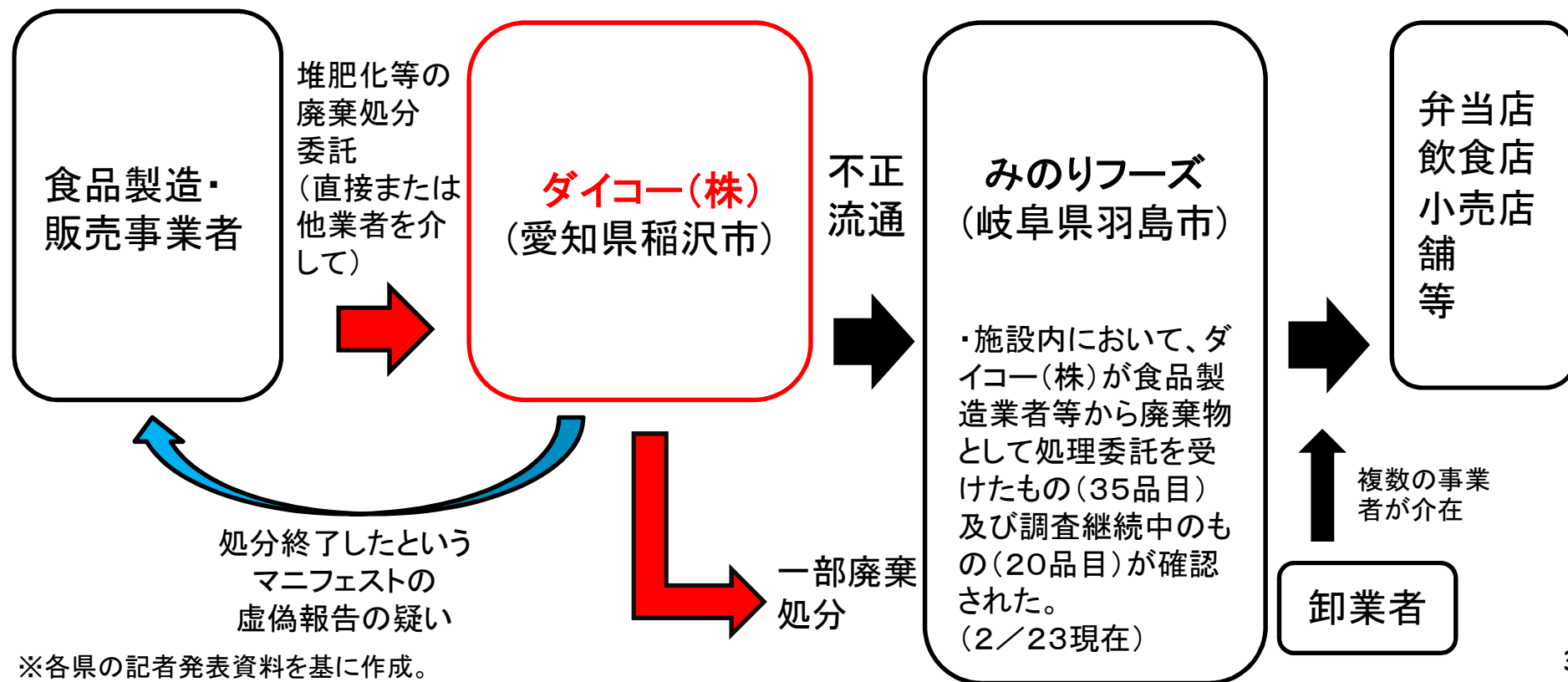
環境省

1. 本事業の概要

事案の概要・経緯

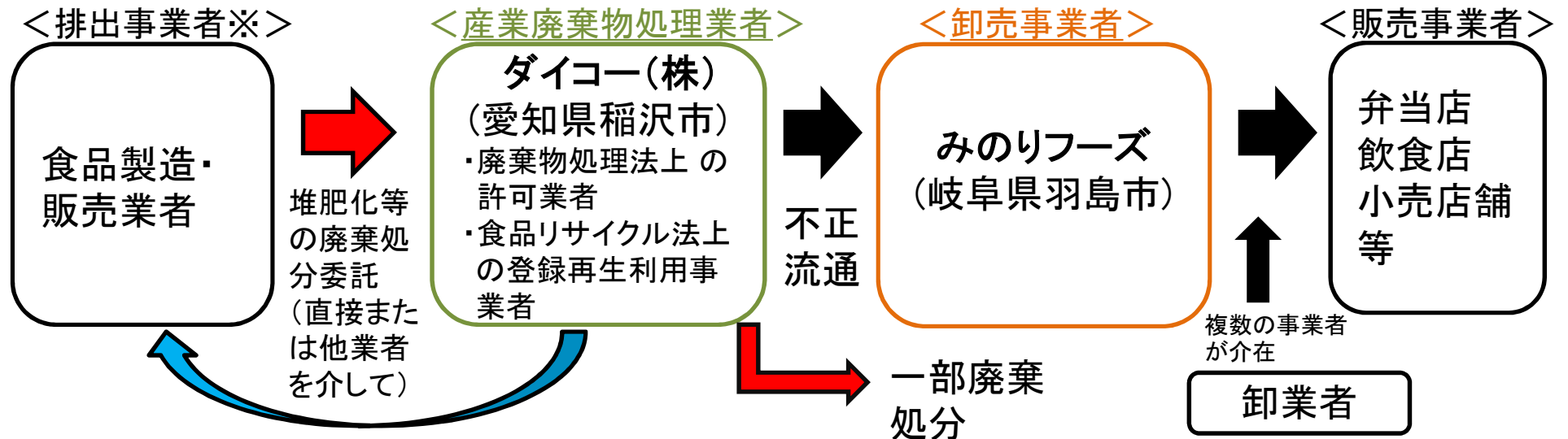
食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が、愛知県の産業廃棄物処理業者により、食品として売却されてしまった事案。本事案は、廃棄物処理法(マニフェストの虚偽報告等)、食品衛生法(無許可営業)違反の疑いで調査中。

<食品製造・販売事業者>
<産業廃棄物処理業者>
<卸売事業者>
<販売事業者>



※各県の記者発表資料を基に作成。

本事案において考えられる主な問題の所在



※廃棄物の処理及び清掃に関する法律の関連規定
 ・マニフェストにより最終処理を確認すること。
 ・産業廃棄物の処理状況を確認するよう努めること。

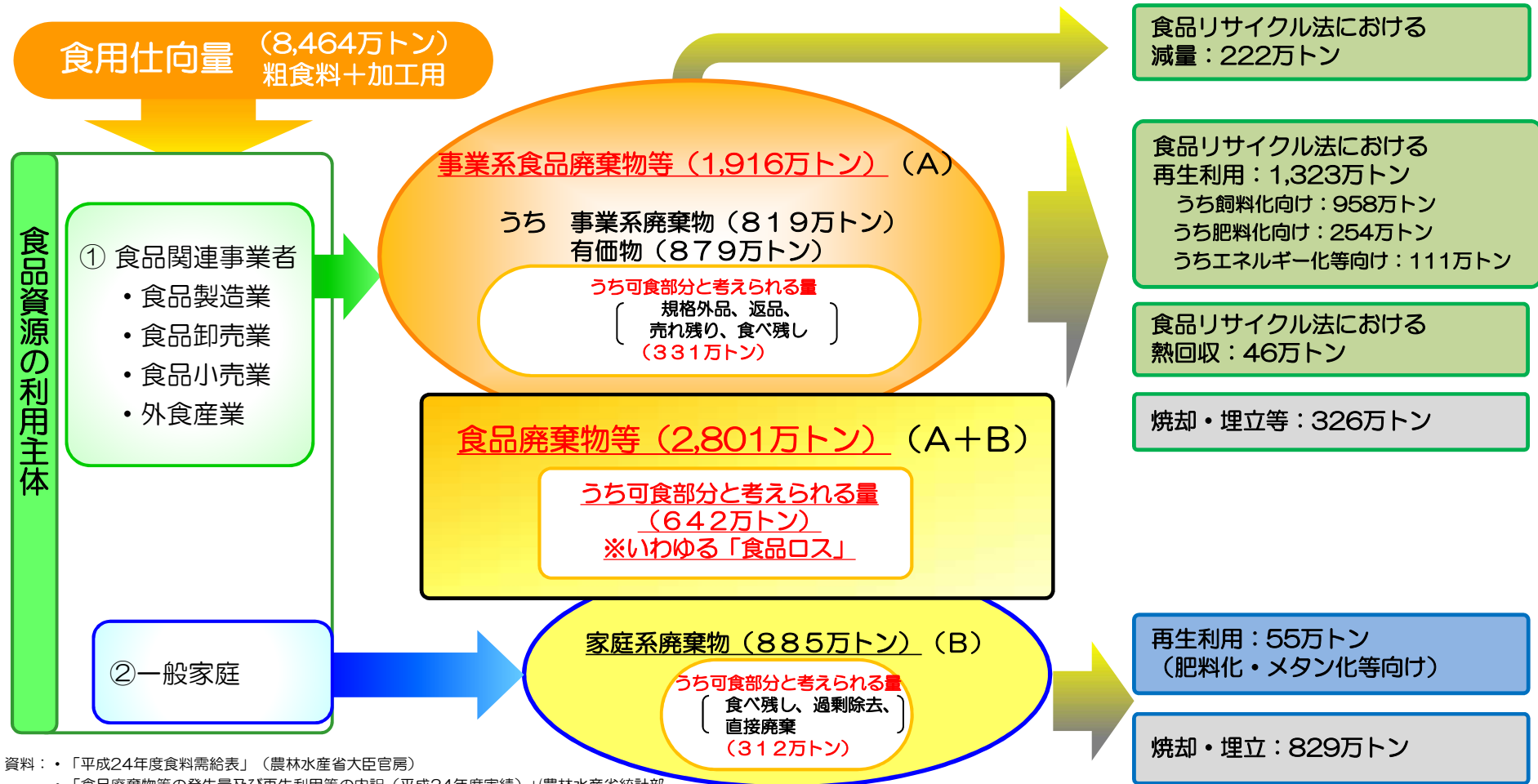
- | 【廃棄物の取扱いに関して】 | 【食品の取扱いに関して】 |
|--|---|
| ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 に抵触するおそれ(マニフェストの虚偽報告等) | ○ 食品衛生法 に抵触するおそれ(無許可営業) |
| ○ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 の登録要件を満たさないおそれ(国が把握できていなかった点) | ○ 食品表示法 に抵触するおそれ(表示がない商品が小売りされた点) |
| | ○ 米トレーサビリティ法 に抵触するおそれ(取引記録が作成されていない点)等 |

(現在、全容解明に向けて警察による捜査等が行われているところ。)

(参考)我が国においては、食品廃棄物等(年間約2800万トン(うち事業系が1916万トン)、このうち本来食べられるにもかかわらず捨てられている、いわゆる「食品ロス」が約642万トン(うち事業系が331万トン))が大量に発生している。
 このため、業種ごとの発生抑制目標の達成に向けた取組の促進や、フードチェーン全体での食品ロス削減国民運動に官民をあげて取り組んでいるところ。

食品廃棄物等の利用状況等(平成24年度推計) <概念図>

食品リサイクル法では、有価物を含めた食品残さを「食品廃棄物等」と定義し、発生抑制・減量・再生利用・熱回収の取組を総合的に推進



資料：・「平成24年度食料需給表」(農林水産省大臣官房)
 ・「食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の内訳(平成24年度実績)」(農林水産省統計部)
 ・「平成26年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業報告書」(農林水産省委託事業)
 ・事業系廃棄物及び家庭系廃棄物の量は、「一般廃棄物の排出及び処理状況、産業廃棄物の排出及び処理状況」(環境省)等を基に環境省廃棄物・リサイクル対策部において推計
 ・「平成26年度食品循環資源に関する実施状況調査等業務報告書」(環境省請負調査)

注：・事業系廃棄物の「食品リサイクル法における再生利用」のうち「エネルギー化等」とは、食品リサイクル法で定めるメタン、エタノール、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂及び油脂製品の製造である。
 ・ラウンドの関係により合計と内訳の計が一致しないことがある。

2. 本事業に対する政府全体の取組

「廃棄食品の不正流通事案について」 (食品安全行政に関する関係府省連絡会議幹事会申合せ)

廃棄食品の不正流通事案について

平成28年1月29日(金)
食品安全行政に関する
関係府省連絡会議幹事会申合せ

平成28年1月に愛知県を中心として発覚した廃棄食品の不正流通事案に関しては、未だ全容が解明されていない。

本件事案の関係府省としては、本件事案が消費者の信頼を揺るがすことにならないよう対応してきたが、改めて次のとおり申合わせる。

1. 本件事案について国民の健康保護が最優先されるべきとの基本認識の下、引き続き連携を密にし、事態に対処する。
2. 本件事案の全容解明及び被害防止のため、他の関係府省庁及び地方自治体と連携して必要な調査等を実施するとともに、消費者が安心を得られるよう、必要な情報提供を積極的に行う。
3. 本件事案に関連した、全ての業態の事業者の法令遵守等が重要であることから、法令違反に対して適切な措置が講じられるよう対処する。
4. 原因究明等の結果を踏まえた再発防止策の検討を行い、必要な対策を講じる。

廃棄食品の不正流通に対する関係省庁等の取組状況

関係府省及び関係自治体において、本事案に対し、以下の対応を行っているところ。

省庁等(所管法令)	取組
消費者庁 (消費者安全法・食品表示法)	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者に問題食品を喫食しないよう注意喚起 ○地方自治体に対し、<u>適切な消費者相談への対応</u>を依頼 ○地方自治体に対し、事業者への<u>食品表示適正化の周知</u>を依頼
厚生労働省 (食品衛生法)	<ul style="list-style-type: none"> ○地方自治体に対し、<u>問題食品の流通防止及び消費者への情報提供</u>を依頼(食品衛生部局と廃棄物処理関係部局の連携) ○地方自治体に対し、食品等事業者や消費者等から<u>問い合わせへの適切な対応</u>を依頼 ○地方自治体に対し<u>食品等事業者の監視指導の徹底</u>を依頼
農林水産省 (食品リサイクル法)	<ul style="list-style-type: none"> ○食品リサイクル登録事業者に対し、<u>法令遵守に万全を期すよう要請</u>(環境省と連名)
環境省 (廃棄物処理法・食品リサイクル法)	<ul style="list-style-type: none"> ○地方自治体に以下を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・産廃業者への指導や<u>類似事案への厳正な対処</u> ・動植物性残さの処分業者に係る<u>立入検査等の実施と結果報告</u> ○業界団体に<u>再発防止策の早急な取りまとめ</u>を要請 ○食品リサイクル登録事業者に対し、<u>法令遵守に万全を期すよう要請</u>(農林水産省と連名)
警察	<ul style="list-style-type: none"> ○愛知県警・岐阜県警の合同捜査本部を立ち上げて捜査

廃棄食品の不正流通に関する今後の対策

2. 本事案に対する
政府全体の取組

食品安全行政に関する関係府省連絡会議申合せ
平成28年2月26日

現状認識

- 食品廃棄物が最終処理されずに不正転売
⇒食品として販売され、消費者の**不安**を招いた
(健康被害は確認されていない)
⇒消費者の信頼の確保が必要

基本的な考え方

- 再発防止等に向けて、**現時点で対応可能な対策**を取りまとめ
- 本事案の**全容解明**に向けた迅速かつ適切な調査
⇒法令違反が確認された事業者には**厳正に対処**
⇒今後、必要に応じて**更なる対応**を検討 ※食品ロス削減も必要

廃棄物処理に係る課題

- 廃棄食品が不正転売された疑い
【廃棄物処理法】
産業廃棄物管理票※の虚偽報告の疑い
(廃棄物を処分終了したと記載) ※マニフェスト
【食品リサイクル法】
登録再生利用事業者の登録要件を満たさない疑い
- 全国の処理事業者に立入検査を実施
⇒本事案以外の転売事例はなかった

対策

- ①電子マニフェストの機能強化(環)
・不正を検知する情報処理システムの導入等を検討
- ②廃棄物処理業者の透明性と信頼性の強化
・行政による廃棄物処理業者への監視体制の強化(環・農)
・適正処理の強化と人材育成(環)
- ③排出事業者による転売防止対策の強化(環・農)
・食品事業者が取り組むべき措置の指針(省令)の見直し
・食品関連事業者への要請やガイドラインの策定

食品の取扱いに係る課題

- 関係法令に違反する不適切な食品の
取扱いが行われた疑い
【食品衛生法】無許可営業等
【食品表示法】表示がない商品の小売り

対策

- ①食品等事業者の監視指導の徹底(厚)
・立入検査における営業実態の把握、必要な措置の要請
- ②食品表示の適正化(消)
・地方公共団体に業務用加工食品表示の適正化の周知を要請
(小売店舗による、仕入れた加工食品の表示確認が重要)

同種事案発生時の対策

- ①関係機関の緊密な連携
・廃棄物部局と食品部局の連携
- ②消費者への注意喚起等(消・厚)
・「食べてはいけない食品」を周知
(広報手段の拡充)
- ③健康被害の早期把握(消・厚)
・24時間365日の万全の対応
(保健所等→厚労省→消費者庁)

3. これまでの環境省としての本事業への対応と 基本的な考え方

これまでの環境省の対応（廃棄物処理法関係）

○都道府県・政令市の廃棄物担当部局に対する通知文書発出（1／18）

産業廃棄物処理業者の対応として不適切であり、国内の廃棄物処理の信頼を損ないかねない事態として、改めて産業廃棄物処理業者への指導や類似の事案への厳正な対処を通知。

○都道府県・政令市の廃棄物担当部局に対する通知文書発出（1／20）

動植物性残さ等を扱う産業廃棄物処理業者に対する立入検査等の実施及び1／29までに環境省への調査結果の報告を求めることを通知。

動植物性残さを取扱う産業廃棄物処分業者への立入検査結果

平成28年1月20日付けで各都道府県・政令市に対して動植物性残さの処分業者への立入検査を依頼し、全ての都道府県市から立入検査を完了した旨の報告があり、その結果、廃棄食品の転売を行っていた事例の報告はなかった。

- 平成28年2月15日（月）時点で廃棄物処理法の指導監督権限を有する全国115の自治体（都道府県47、政令市68）全てから、立入検査を完了した旨の報告があった。
- 全国115自治体からの報告を取りまとめた結果は、右の表のとおり。

表 動植物性残さ処理施設への立入検査結果

動植物性残さの処理方式	対象業者の保有する施設数	立入検査数	転売が確認された件数
発酵	258	258	0
堆肥化	495	494	0
焼却	411	411	0
その他	638	635	0
合計	1,802	1,798	0

※「対象業者の保有する施設数」は動植物性残さを処理する施設の総数であり、処理方式が異なる複数の施設を有する事業者は各処理方式で計上。なお、2/1に公表した第1報と施設数が異なっているのは（1,800→1,802）、関係自治体において再度、対象施設や処理方式を精査した結果として対象施設が2施設増加したことによる。

※今回、立入検査を行っていない施設は4施設あり、その内訳は、旧警戒区域等にある施設（休業中）が2施設、許可を有するが動植物性残さの処理実態がないため、ヒアリング調査を実施した施設が2施設となっている。

※ 今回の検査結果にはダイコーの件は含まれていない。

これまでの環境省の対応（食品リサイクル法関係）

○ダイコー(株)に対して、食品リサイクル法に基づく報告徴収(1/15)及び立入検査(1/21・2/2、3、4、9)を実施した上で、法に基づく登録を取消し(3/10)。 ※農水省及び環境省の連名・合同

○ダイコー(株)以外の食品リサイクル法登録再生利用事業者へ指導文書を発出(1/19)及び立入検査(1/21以降、順次)を実施

※農水省及び環境省等の連名・原則合同

食品関連事業者の委託を受けて食品リサイクルを行う者として、関係法令の遵守に万全を期すよう指導。

廃棄物処理法に基づく都道府県・政令市の立入検査先と重複しているが、国としても登録事業者で動植物性残さを取り扱う産業廃棄物の事業場に立入検査を実施。また、その他の登録事業者に対しても入念的に立入検査を実施（3/8までに全180事業場を実施）。

その結果、食品廃棄物の不正な転売が疑われる事例は確認されなかった。

産業廃棄物処理の関係業界における対応

<環境省としての対応>

- 全国産業廃棄物連合会及び愛知県産業廃棄物協会に対する要請文書の発出（1／20）
会員企業による不適正事案発生を踏まえ、再発防止策について、早急に取りまとめるように要請。

<業界団体としての対応>

- 全国産業廃棄物連合会会長より正会員の会長・理事長に対する通知文書発出（1／20）
今般の事案を産業廃棄物業界への社会的信頼を揺るがしかねない大きな問題として、会員事業者への適正処理の確保のための必要な対応を依頼。
- 愛知県産業廃棄物協会綱紀特別委員会として、ダイコー（株）を除名する方針を決定（2／1）。
- 全国産業廃棄物連合会及び愛知県産業廃棄物協会において、再発防止策のとりまとめ結果について、環境省へ回答（2／12）。

環境省としての本事案に対する基本的な考え方

- 問題となった事業者に対しては、食品リサイクル法に基づく登録の取消しを含め、厳正に対応するとともに、廃棄物処理法の権限を有する関係自治体と連携を密にして、同法に基づく厳正な対応を実施。
- 動植物性残さを取り扱う全国の産業廃棄物処理業者を対象とした都道府県等の立入検査の結果、本事案以外に廃棄食品の転売を行っていた事例の報告はなかったところ。このため、本事案はごく一部の悪質な事業者によるものと考えられるが、今回の事案を未然に防げなかったことを踏まえ、現時点で対応可能な再発防止策に速やかに着手。
- また、本件については、警察等により捜査が行われているところであり、全容が明らかとなった段階で、現行の関係法令についてどのような問題があるか、その運用も含めて、改めて検証を行い、必要に応じて、今後の対応を検討。併せて、食品廃棄物の処理に係る対策と、食品関係事業者による食品の適正な取扱いに係る対策の両面から、隙間のない対策を講ずることを検討。

4. 環境省としての本事業への対応

環境省としての本事業への対応

食品リサイクル法関係（農林水産省と共同）

- 本事業を引き起こしたダイコー(株)に対しては、食品リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査等を実施した上で、3/10に登録を取り消した。

廃棄物処理法関係

- 本事業に関与した事業者には、関係自治体において、廃棄物処理法に基づく報告徴収や立入検査等を実施しており、その結果等を踏まえ都道府県等と連携を密にして、厳正に対応していく。

5. 環境省としての再発防止策

～食品廃棄物の排出から処理に至るフロー管理の強化～

- (1) 本事案の課題(食品リサイクル法・廃棄物処理法関係)
- (2) 電子マニフェストの機能強化
- (3) 廃棄物処理業者に係る対策: 透明性と信頼性の強化
 - ① 監視体制の強化
 - ② 適正処理の強化と人材育成
- (4) 排出事業者に係る対策: 食品廃棄物の転売防止対策の強化

(1) 本事案の課題(食品リサイクル法・廃棄物処理法関係)

食品リサイクル法に係る本事案における主な課題

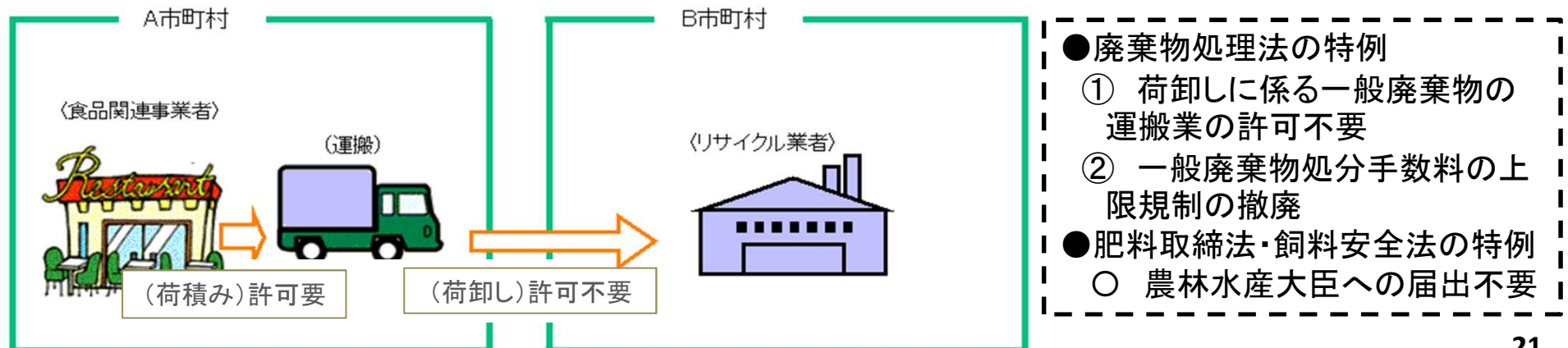
- 本事案では、ダイコー(株)の本社工場が、食品リサイクル法の登録を受けた事業場であるにもかかわらず、食品関連事業者からリサイクル(堆肥化)を委託された廃棄食品をダイコー(株)が不正に転売していた事実を国として把握できなかった。
- 今後、食品リサイクル法上の国の登録を受けた事業者がこうした事案を引き起こさないよう、食品リサイクル法の登録再生利用事業者に対する、国による指導監督の在り方の改善が課題。

(参考) 登録再生利用事業者制度について

- 廃棄物処理法による許可を受けて廃棄物処分業を行う事業者のうち、食品残さ(食品循環資源)を原材料とする肥料、飼料その他のリサイクル製品の製造を行う者の事業場(施設)について、国(農林水産大臣、環境大臣等)の登録を受けることのできる制度。
- 平成28年2月1日現在で181事業場が登録を受けている。

※食品リサイクル法の主な登録の要件

- ・ 廃棄物処理法に基づき必要な許可(処分業・施設設置)を有すること
- ・ 受け入れる食品残さ及びリサイクル事業により得られる肥飼料等の性状の分析及び管理を適切に行うこと。
- ・ リサイクル事業により得られる肥飼料等の品質、需要の見込み等に照らして、当該肥飼料等が利用されずに廃棄されるおそれが少ないと認められること。
- ・ リサイクル事業者の肥飼料等の製造及び販売の実績からみて、当該リサイクル事業の実施に関し生活環境の保全上支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- ・ 再生利用事業を適格かつ円滑に実施するのに十分な経理的基礎を有すること



廃棄物処理法に係る本事案における主な課題

	廃棄物処理法上の義務	本事案で指摘されている主な課題
産業廃棄物処理業者	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理を受託した後、その<u>処理が終了した場合には、その旨を記載したマニフェストについて、排出事業者への送付が必要。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理業者により、<u>マニフェストの虚偽報告が行われていた疑い。</u> ・食品廃棄物を堆肥化すると<u>の委託契約に反して、受託した廃棄物を食品として転売した疑い。</u>
排出事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・他人にその廃棄物の処理委託をするときは、<u>委託基準(※)に沿った契約の締結が必要。</u> <small>※廃棄物処理法において、許可業者への委託や契約書に記載すべき項目等を、委託基準として規定しており、当該基準違反は罰則。</small> ・委託した廃棄物の引渡し時には、<u>産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付が必要。</u>また、<u>処理終了後、送付を受けたマニフェストの確認が必要。</u> ・<u>現地確認等による処理状況の確認に係る努力義務。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事案では、排出事業者が食品として<u>転売できる状態で処理委託した結果、市場に流通。</u> ・本事案では、<u>マニフェストによる最終処理の確認や廃棄物処理場への年1回の立ち入り確認等を行っていた</u>排出事業者もいたが、本事案が発生。

※詳細な事実関係については、現在、関係自治体や警察において調査中。

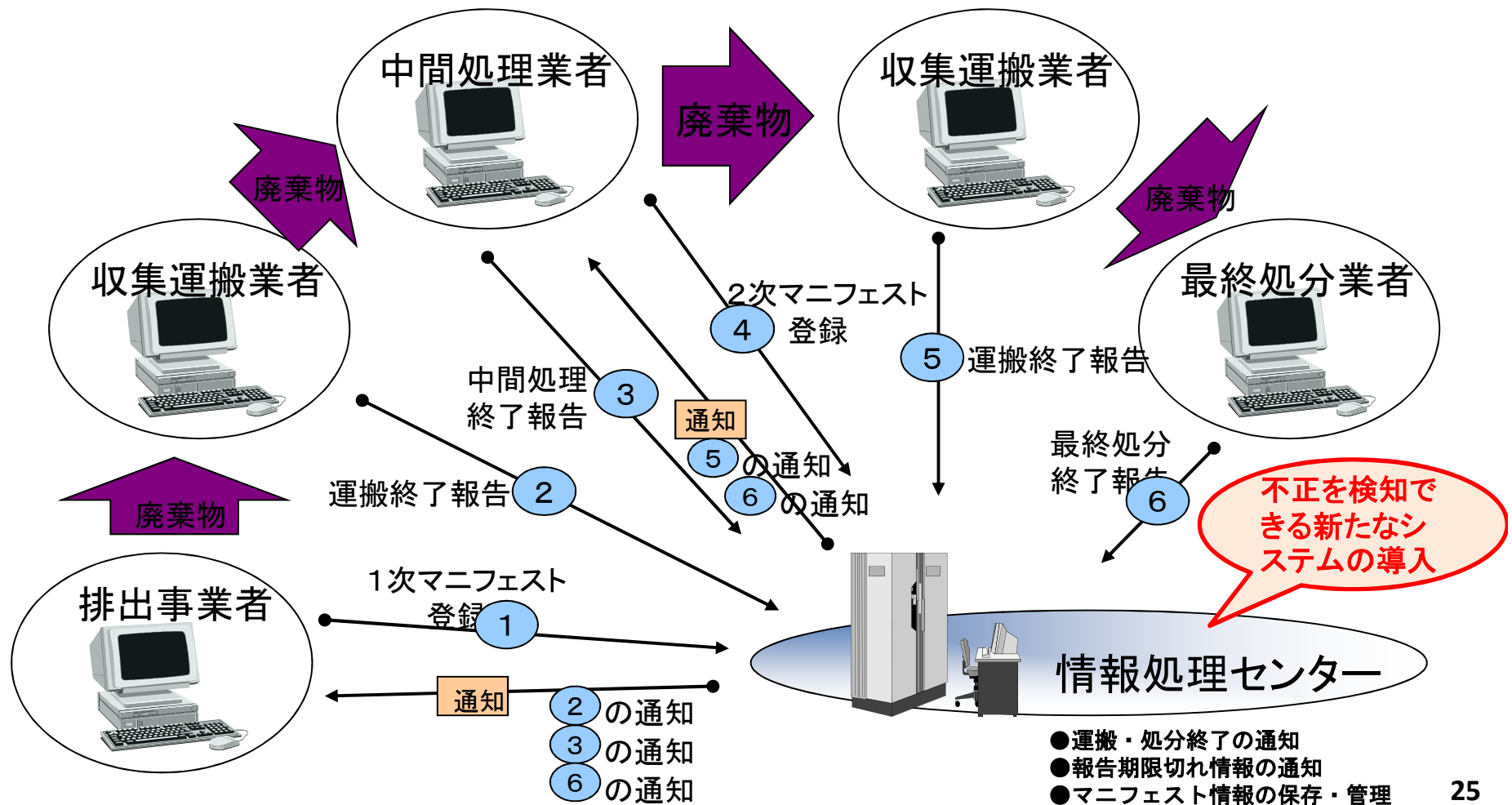
(2) 電子マニフェストの機能強化

電子マニフェストによる不正防止のためのシステムの導入の検討

- 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度は、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理し、排出事業者としての処理責任を果たすための制度。
- 本事案において、排出事業者において、マニフェストによる最終処理の確認等を行っていたが、本事案が発生。
- 電子マニフェストについて、その普及を図りつつ、システムによる廃棄物処理フローの管理を行うことで、不正防止のための活用方策とするため、ITの活用により、例えば委託量と処分量が一致しないなど、記載内容に不自然な点があった場合に、電子マニフェストの情報処理センターにおいて不正を検知できる情報処理システムの導入等を検討する。
- また、排出事業者において、委託契約に沿った産業廃棄物の適正な処理が行われたかどうかについて、マニフェストにより具体的に把握するため、例えば、廃棄物処理業者が実際行った処分方法を記載事項に追加する等、必要な措置を検討。

(参考) 電子マニフェスト制度について

- 排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の記載内容を電子データ化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりすることにより、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理し、排出事業者としての処理責任を果たすための制度。



(3) 廃棄物処理業者に係る対策：透明性と信頼性の強化

① 監視体制の強化

都道府県による事業者に対する監視体制の強化

- 動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処理業者に対して、再発防止に向けて、一定頻度の抜き打ちの立入検査など、監視強化の取組を関係自治体に改めて通知。
- 都道府県向けに、食品廃棄物の不正転売に係る立入検査マニュアルの策定を速やかに検討。具体的には、動植物性残さの処理実態等踏まえ、立入時のチェックポイント等を記載することを予定。

食品リサイクル法における監視体制の強化

(農林水産省等と共同)

- 本事案を受け、全国の登録再生利用事業者に対して立入検査を実施した。
- 今後、廃棄物処理法に基づく地方公共団体の対応と連携しつつ、国による報告徴収等の積極的な実施により登録事業者に対する指導・監督の強化を早急に具体化し、実行することにより、登録事業者による食品廃棄物の適正処理の確保を図る。

① 国による報告徴収等の積極的な実施

- 本事案を受けた対応としての立入検査の実施
- 新規登録・更新時の現地確認の実施を徹底
- 登録事業者からの積極的な報告徴収・立入検査の実施、必要に応じた登録の取消し等

② 地方公共団体との連携強化

- 申請者が廃棄物処分業を行う自治体での行政指導等の状況を国が照会し、審査時に参照
- 自治体での行政指導の状況を定期的に照会
- 国による立入検査と、地方公共団体による廃棄物処理法に基づく立入検査との連携

(3) 廃棄物処理業者に係る対策：透明性と信頼性の強化
② 適正処理の強化と人材育成

廃棄物処理業者に係る再発防止策

環境省による廃棄物処理業者への再発防止策の要請とフォローアップ

- 不正転売の未然防止に向けた一層の取組強化として、以下の対策を実施するよう、環境省から廃棄物処理業者へ要請することとする。
- 以下の対策を着実に実施に移すよう、環境省としても実施状況のフォローアップを行い、その実施を後押しする。

(廃棄物処理業者において取り得る再発防止策)

○ 処理状況の積極的な公開

- ・ 排出事業者による現地確認の積極的受入れとその際に参考となるチェックリストの整備
- ・ 処理量等の処理状況に関する情報のインターネットを通じた積極的な情報公開

○ 優良事業者の育成・拡大

- ・ 廃棄物処理法に基づく優良産業廃棄物事業者認定（※）の取得の推進
- ・ 優良な食品リサイクル業者育成・評価のための自主基準の策定や評価制度の構築
- ・ 廃棄食品の処理業者に対する研修の実施や民間資格制度の創設

(※) 通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした産廃処理業者を都道府県等が認定する制度

廃棄物処理業における人材育成

5. 環境省としての再発防止策
 (3) 廃棄物処理業者に係る対策
 ② 適正処理の強化と人材育成

- ・ 廃棄物処理に携わる関係者が、これまで以上に法令を遵守し、安全・安心に作業を進め、環境に配慮し、さらには地域社会や経済に貢献する人材を育成するため、環境省として、以下の取組を実施し、適正な廃棄物処理業者の人材育成を行う。
- ・ また、食品リサイクル法については、登録再生利用事業者等に対する国によるセミナー・研修や、優秀な取組の表彰を実施する。

【スケジュール(想定)】

H27

H28

H29

H30～

① 実態把握

業界内外の人材育成の実態把握

② 人材育成ニーズの高い分野における人材育成のあり方の検討

育成ニーズの高い分野特定
 (アンケート調査:3分野程度)

モデル研修の内容検討

モデル研修等の内容の改善

モデル研修の実施
 (経営者対象)

モデル事業等の実施(作業対象) / 評価指標の試行実施

③ 人材育成の評価指標の検討

能力を評価するための仕組み(資格制度、継続学習等)の検討

④ 人材育成の枠組み、実施体制の検討

人材育成の枠組み、各都道府県産業廃棄物協会の実施体制などの検討

⑤ 普及啓発

会員等への報告会開催



次代を担う産廃処理人材育成へ

(4) 排出事業者に係る対策：食品廃棄物の転売防止対策の強化

廃棄物処理法に基づく排出事業者責任の徹底(1)

ーチェックリストの作成と要請ー

- 廃棄物処理法において、排出事業者には事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら適正に処理する責任がある(＝排出事業者責任)。具体的には、産業廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物の処分委託をする際には、委託基準に沿った適正な契約の締結や、マニフェストの交付や処理終了後に送付を受けたマニフェストの確認、廃棄物の処理状況の確認に努める等、必要な措置を講ずることとされている。
- 今回の事案においては、大量の廃棄食品が保管された状況であり、また処理施設の稼働実態があまりなかったと考えられる状況等があったことを踏まえ、排出事業者責任に基づく必要な措置について、改めて周知徹底する必要がある。このため、チェックリストを作成し、当該措置の適正な実施について、都道府県等に通知し、関係事業者への指導に当たり、その活用を推進する。
- 具体的には、排出事業者を対象として廃棄物処理法令で規定されている、現地確認等による処理状況の確実な把握、マニフェストにおける最終処分の十分な確認や、処理委託時に適正な処理を行うために必要となる費用が処理料金において確保されているか、排出事業者においても確認した上で、適正な料金で委託する等の措置について、チェックリストを作成し、その適正な実施を要請。また、併せて、廃棄物の排出抑制に係る措置についても求めることとする。

廃棄物処理法に基づく排出事業者責任の徹底(2) ーチェックリストの作成と要請ー

<参照条文>

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(抄)

第12条

7 事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第12条の2

7 事業者は、前二項の規定によりその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該特別管理産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該特別管理産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

※ 施行通知において、「事業者が委託先において産業廃棄物の処理が適正に行われていることを確認する方法としては、まず、当該処理を委託した産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者の事業の用に供する施設を実地に確認する方法が考えられること」と記載されている。

食品廃棄物の転売防止のための排出事業者への要請

(農林水産省と共同)

- 排出事業者に対して、食品ロスの削減を要請するとともに、やむを得ず食品を廃棄する場合には、そのまま商品として使えないようにするなどの適切な措置を講じるよう要請。(併せて、廃棄食品の処理について適正な料金で委託することも改めて要請)。
- ただし、その場合、廃棄方法がリサイクルの阻害とならないよう、要請の内容を検討。

食品リサイクル法判断基準の見直しの検討

(農林水産省等と共同)

- 食品製造業者等の排出者が食品廃棄物等のリサイクルを委託する場合に、本事案のような不正な転売を防止する観点から、例えば、食品廃棄物をそのまま商品として転売することが困難となるよう適切な措置を講じる等、食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき措置の指針(判断基準省令)の見直しを検討する。

＜食品リサイクル法の判断基準について＞ 食品リサイクル法7条の主務省令(※)

食品リサイクル法では、主務大臣(財務、厚労、農水、経産、国交、環境)が、食品廃棄物等の発生抑制やリサイクル等を促進するため、再生利用等実施率を達成するために取り組むべき措置その他の措置に関し、食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定めている。

＜判断基準への位置付け＞

- ・個々の事業者が取り組むべき再生利用等実施率の目標
- ・その他食品廃棄物等の発生抑制、リサイクル等(食品循環資源の再生利用等)の適確な実施の指針



＜指導・助言＞

食品廃棄物等の発生抑制やリサイクル等の適確な実施を確保するため必要があると認めるとき(法8条)

＜勧告・公表・命令＞

食品廃棄物等多量発生事業者(年間発生量100トン以上)の食品循環資源の再生利用等が判断基準に照らして著しく不十分であるとき(法10条)

＜報告徴収・立入検査＞

食品関連事業者に対し、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関し、報告徴収・立入検査できる(法24条1項)

※なお、食品リサイクル法の規定に基づき、判断基準を改正する場合には、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴かなければならないこととされている。

食品廃棄物の転売防止のための措置に関するガイドラインの策定

(農林水産省と共同)

- 本事案及び食品リサイクル法における判断基準省令の策定を受けて、排出時、廃棄物引渡し時、処理委託後等の各段階において、食品廃棄物の不正な転売を防止するための対策をとるため、関係事業者の実態調査等を踏まえ、食品廃棄物の廃棄に係るガイドライン(仮称)をできるだけ速やかにとりまとめ、その活用促進を図ることとする。(農林水産省と連名)
- なお、ガイドラインの実効性を確保するため、とりまとめに当たっては、中小企業等、事業の規模等に応じて活用できるよう、内容を検討。

(現在、ヒアリングによる実態調査等を順次行っているところ。)